

A

有効期限は、検定ラベルまたは適合ラベルおよび検定票によって電力量計器に表示されています。

政令上、変成器とともに使用するものかどうか、あるいは、電圧や電流の定格値によって規定されています。

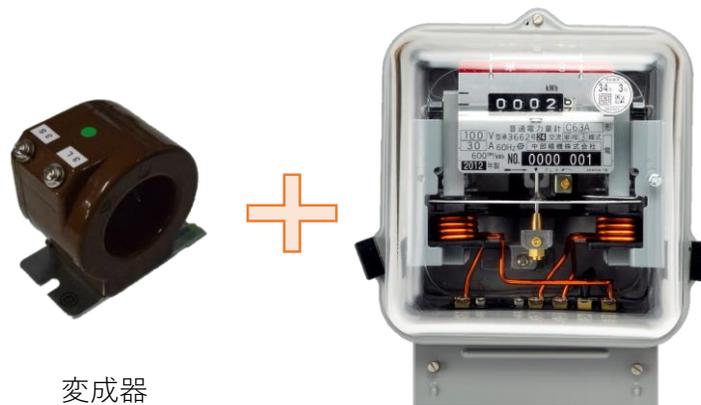
検定あるいは自主検査に合格した月の翌月から加算して下記の期間が有効です。

単独計器（メーターのみ）の場合



30A・120A・200A …… 10年

変成器付計器（変成器とともに使用するメーター）の場合



変成器

120A以下、電子式メーター※ …… 7年
上記以外 …… 5年

※平成14年7月以降に検定を受けたメーター

※検定票による表示の場合(変成器付計器)

計器の正面に向かって、右側の封印ネジに取り付けられているファイバ票を検定票といい、有効期限が算用数字で刻印されています。

○ 名 2 8 4

有効期限平成28年4月を表す
検定票（ファイバ票）